



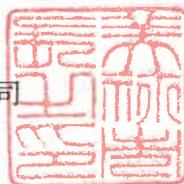
美祢農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、当市の住民に限り、令和7年1月6日までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和7年1月6日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和6年12月4日

美祢市長 篠田洋司



1. 農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧期間

自 令和6年12月5日

至 令和7年1月6日

2. 農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧場所、意見の提出先及び異議の申出先

美祢市役所 建設農林部 農林課 美祢市大嶺町東分326番地1

3. 意見の提出及び異議の申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出及び異議の申出はできません。ただし、正当な理由があるときはこの限りではありません。

意見の提出及び異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。

4. 提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は公表の際に該当箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いませんが、変更後の農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。

## 農業振興地域整備計画変更等理由書

### 美祢農業振興地域整備計画

#### 1 農業振興地域整備計画の変更理由

- ・経済情勢の変動その他情勢の推移によるもの

#### 2 農用地利用計画の変更理由等

番号	変更の土地に係る所在	現況地目	面積( a )	変更概要
		変更理由・除外要件適用状況		
		田	△39.73	除外
		資材置場及び駐車場の整備を行うものであり、次のとおり除外 6 要件をすべて満たし、今後、農業施策実施の予定もないため		
		(1) 必要かつ適当であって、区域外の土地をもって代えることが困難と認められること。		買受人である美祢市美東町に所在する建設業者は、現在、公共工事の受注が増加傾向にあるが、十分な広さの資材置場がないため碎石等資材の置場が確保できおらず、新たな資材置場が必要となっている。同社の事務所は、代表者の自宅と兼用となっており、近隣は住宅地であり資材置場に利用できる土地の確保が難しく、また、特に美東町の中部・南部の工事に対応するため申請地を資材置場として確保する必要が生じている。 以上のことから資材置場及び駐車場の設置は、同社の事業活動上必要であると考えられる。
				なお、当該申請地は耕作放棄後 9 年が経過しており、また申請人は、高齢であることから今後農地の管理が益々困難になることが予想される。
				以上の理由により、除外はやむ得ないものと判断される。
				また、必要面積が確保でき、利用可能な土地は申請地以外にないことから、申請地以外に適地ではなく他の土地をもって代えることは困難であると認められる。
		(2) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。		当該地域では、地域計画がまだ策定されていないが、申請地は目標地図に位置付けられる予定ではなく、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。
		(3) 区域内における農用地の集団化、農業上の利用に支障がないと認められること。		申請地の北・南側は山林、西側は市道（市道を隔てて河川）に面している。なお、申請地内には、周辺ほ場に出入りするための道はなく、また水路は整地後に再整備されるため、周辺農地への影響はない。 以上のことから、申請地を除外することにより、集団化・農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。
		(4) 区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること。		申請地は認定農業者等による利用集積はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められる。
		(5) 区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。		申請地内に存する水路は整地後に再整備されることから施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはない。
		(6) 土地改良事業等完了後8年経過していること。		土地改良事業等は、施行されていない。

番号	変更の土地に係る所在	現況地目	面積(a)	変更概要
		変更理由・除外要件適用状況		
		畠	△55.43	除外
		<p>植林を行うものであり、次のとおり除外6要件をすべて満たし、今後、農業施策実施の予定もないため</p> <p>(1) <u>必要かつ適当であって、区域外の土地をもって代えることが困難と認められること。</u>            今般の申出は、梨園を経営していた申出者が高齢のため営農継続ができず、また後継者もいないことから、農地として維持管理することが困難になりなされている。植林の具体的計画があり、本数や面積等から規模も植林として適当と判断されることから、除外はやむ得ないものと判断される。</p> <p>また、申出者が高齢で後継者がいないため、農地としての維持管理が困難な農地に植林を行うものであり、他の土地をもって代えることは困難であると認められる。</p> <p>(2) <u>農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。</u>            当該地域では、地域計画がまだ策定されていないが、申請地は目標地図に位置付けられる予定ではなく、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。</p> <p>(3) <u>区域内における農用地の集団化、農業上の利用に支障がないと認められること。</u>            申請地【溝向3837番、3838番、赤迫11222番2】は南北、西側の多くが山林に面し、東側も宅地、雑種地に面している。(現況畠も耕作されておらず荒廃している。)また、申請地【椴ノ木3959番、椴ノ木3960番2】は周囲を山林に囲まれている。いずれの申請地内にも、周辺ほ場に出入りするための道、水路等はないため、周辺農地への影響はない。            以上のことから、申請地を除外することにより、集団化・農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p>(4) <u>区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること。</u>            申請地は認定農業者等による利用集積はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p>(5) <u>区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。</u>            申請地内に土地改良施設はない。</p> <p>(6) <u>土地改良事業等完了後8年経過していること。</u>            土地改良事業等は、施行されていない。</p>		
2	美祢市秋芳町青景 字溝向3837番 字溝向3838番 字赤迫11222番2 字椴ノ木3959番 字椴ノ木3960番2			